

みんなで食事をしてふれあいの時間を！！

会食サービス 『集落レストラン』

この事業は…

世代の垣根を越えて、地域の様々な方が公民館等に集まって会食などを実施することで、人と人のふれあいを高め、孤独感を和らげることを目的としています。



地域見守り活動
に補助金を助成
します！

補助の対象者は？

- ・町内在住の方（調理ボランティア含む）

補助額は？

- ・会食に係る経費は、1回1人あたり300円を上限とし、事業実施後精算となります。300円を下回った場合は実費が補助対象となります（飲酒代は補助対象外です）

実施場所は？

- ・各自治会集会施設、公民館等

実施回数は？

- ・年6回を上限といたします

●申請の流れ

※各種用紙は社協ホームページからダウンロードできます。

- ①社会福祉協議会に「集落レストラン事業計画書（様式第1号）」を2週間前までに提出して下さい。
- ②事業実施後、「集落レストラン補助金交付請求書（様式第2号）」「参加者名簿」の提出をお願い致します。
- ③申請書の内容を確認し、交付決定通知後、補助金を社協窓口でお渡しいたします。

お問い合わせ・お申込み

■大山町社会福祉協議会 中山支所
（大山町福祉センターなかやま内）
〒689-3111
西伯郡大山町赤坂 764 番地
TEL：0858-49-3000
FAX：0858-49-3013

■大山町社会福祉協議会 名和支所
（大山町保健福祉センターなわ内）
〒689-3211
西伯郡大山町御来屋 467 番地
TEL：0859-54-2200
FAX：0859-54-6028

■大山町社会福祉協議会 本所・大山支所
（保健福祉センターだいせん内）
〒689-3332
西伯郡大山町末長 503 番地
TEL：0859-39-5018
FAX：0859-39-5021